

[7 月分]

## ● 美少女図鑑事件

### 東京地裁 R3.7.19 R3(行ケ)10003 審決取消請求事件(大鷹一郎裁判長)

第 9、35、41 類を指定商品・指定役務とする登録商標「美少女図鑑」(標準文字)に対する不使用取消審判が不成立とされたため、当該審決の取消しが求められ、審決が取り消された事案である。

争点は、本件商標が要証期間内に使用されたか否かの、使用日の事実認定である。

被告の通常使用権者であるファンプラス社は、インターネット上で「月刊デジタルファクトリー」という名称で、月額制で会員に向けて、デジタル書籍等をストリーム方式で閲覧させるサービスを運営していて、そのサービス内のトップページに本件商標が表示されたバナー画像をアップロードし、そのバナーのリンク先の「美少女図鑑 作品一覧」という見出しのウェブページに本件商標と複数の作品題名、そして日付の表示「2018. 09. 01」、「2017. 04. 01」が掲載されていた。これらの日付は要証期間内であった。

被告は、これらのウェブページのプリントを証拠として提出していたところ、審決は、これらの事実から、本件商標が要証期間内に第 41 類「通信回線を利用した画像の提供」について使用されていたと認定し、原告の取消請求を不成立と結論した。

しかし判決は、これらのウェブページの書証が要証期間経過後の本件審判請求後にプリントされたものであることから、審決が認定した使用日に本件ウェブページに本件画像が表示されていたものと直ちに認めることはできないと判断した。

それでは、過去のウェブページの掲載日をどのように証明するかというと、判決は、本件バナーのアップロード時のログ等の電子記録を提出することで、バナーや画像がアップされたことを客観的に裏付けるべきであったところ、そのような証拠が提出されていないため、これらの日付から掲載日と認めることはできないと判断し、審決を取り消した。

判決のサジェスションは非常に参考になるが、実際のところ、「アップロード時のログ等の電子記録」がどのようなものであるかは判決だけでは分からないし、それをどのような態様で提出すれば良いかも分からないので、提出には工夫が必要になるかも知れない。

## ● リンガフランカ事件

### 知財高裁 R3.7. 20 R3(行ケ)10013 審決取消請求事件(菅野雅之裁判長)

第 41 類「語学に関する知識の教授」他を指定役務とする登録商標「Lingua Franca(図)」(右図)が不使用取消審判により取り消されたため、当該審決の取消しが求められた事案である。

本件の争点も、要証期間内における本件商標の使用日の事実認定である。



原告が提出した証拠によれば、本件商標はノンネイティブスピーカー(英語を母国語としない者)を含む集団に使用される英語「グロービッシュ(Globish)」の学習者のための SNS サイトで行われるサービスについて使用されていた。「Globish」とは「Global」と「English」とを併せた造語である。

判決の認定では、本件サービスは、グロービッシュ学習者のためのコミュニティサイトを提供するというものであり、グロービッシュの基本 1500 単語とその派生語だけを使って情報発信する日記機能等が提供されていた。

このサービスは、原商標権者リングフランク社が提供を開始したもので、リングフランク社が解散したのち、原告が本件サービスを承継した。リングフランク社は、要証期間前の平成 25 年 3 月に「YouTube」の配信チャンネルを開設し、ここに 4 件の動画を投稿し、動画の冒頭には本件商標が表示されていた。

また本件サービスに係る会員認証ページにも本件商標が表示されていたが、このページは本件審判請求がされた後の平成 31 年 4 月 16 日に印刷されたものであって、要証期間経過後のものであったので、要証期間内に同ページが表示されていたことを直ちに明らかにするものではないし、また自己のウェブサイトの表示を変えることは容易であるから、この証拠だけから要証期間に本件サービスで本件商標が使用されていることを認めることはできないと判決は判断した。

つまり、YouTube の動画投稿は要証期間前であったし、会員認証ページも審判請求後にプリントされたものであるから、要証期間内の使用を証明するものではないと認定されたことになる。

さらに、本件審判の取消しの対象は、「語学に関する知識の教授」等であるところ、本件サービスは会員が SNS を利用して会員同士で情報発信、情報交換をするものであり、実態としては個人間の交流の場を提供しているだけのサービスであって、主体的に知識の教授や教育研修を行っているとはいえないので、取消対象役務には該当しないと判決は判断している。

要証期間内の使用については、前記の美少女図鑑事件で判決がいうように、会員認証ページのアップロード時のログ等の電子記録を提出することで証明することができるかも知れないが、対象サービスが取消対象に該当しないというのでは、本件商標の不使用が認定されても致し方のないケースであろう。

## ● SANKO事件

### 知財高裁 R3.7.29 R3(行ケ)10026 審決取消請求事件(森義之裁判長)

第 37 類「建設工事、リフォーム工事ほか」を指定役務とする本願商標「SANKO(図形)」(右上)が、「SANCO」の文字をやや図案化した 3 件の引用商標(右下ほか)により拒絶されたため、当該審決の取消しが求められた事案である。



原告の主な審決取消事由の一つが、本願商標中の図形部分が「S」をデザインしたものであるので、本願商標の称呼は「エスサンコ」又は「エスサンコー」なので、引用商標とは非類似であるというものである。



この点に関して判決は、本願商標における図形と文字という構成要素の違いや、本願図形部分の上部が文字部分の上部よりも少なからず上にはみ出す形となっていること、文字部分が「サンコ」又は「サンコー」と容易に称呼できることなどから、図形部分と文字部分とは外観上明確に分離され、それらの部分が分離して観察することが取引上不自然と思われるほど不可分に結合しているとはいえないと丁寧に分析している。

さらに判決は、文字部分は本願商標の構成の大きな部分(7 割以上)を占めている上、「SANKO」の文字は辞書語ではなく、特定の観念を生じないことから、文字部分は需要者の印象に残りやすく、強い印象を与えるとしている。

他方図形部分に関して判決は、称呼を有しない図形であるのか、一定の文字を図案化したものであるのか、一見して直ちに明確なものであるとはいえないが、商標において、企業等の名称の一部が図案化される例は少なからずあることや、本願商標の文字部分の冒頭が「S」であることからすると、本願図形部分は「S」を図案化したものであると理解することも可能であり、その場合には図形部分から「エス」の称呼が生じ得るとして、原告の主張に一定の理解を示している。

しかし結論的に判決は、図形部分が「S」を図案化したと理解される場合でも、文字部分の冒頭の「S」を取

り出して特に図案化して配置したものによらず、文字部分と独立した意味を有するものではないとの理解がされることも多いことなどから、本願文字部分のみによって商標の類否を判断することも許されるので、本願商標はその構成文字に相応して「サンコー」又は「サンコ」の称呼が生ずるとして、審決を支持している。

当初から原告の主張には無理があると思われていたが、今回の判決は、誠に丁寧すぎるほどの詳細な検討をしているので、原告も納得せざるを得ないであろう。